

建設工事等の競争入札における不備な入札金額見積内訳書の取扱い

令和4年3月30日市長決裁

建設工事等の入札において、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の規定により、入札金額見積内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を義務付けられている入札及び内訳書を必要とする入札に、内訳書が提出されない場合又は内訳書に不備がある場合についての取扱いは、次のとおりとする。

1 内訳書の未提出

次の場合は内訳書の未提出として、当該入札参加者の入札は公告又は指名通知に示す事項に反した入札とし、蓮田市入札執行要領（平成29年12月22日市長決裁）第23条第7号の規定により当該入札を原則無効とする。

- (1) 内訳書の全部が提出されていない場合
- (2) 内訳書の一部が提出されていない場合
- (3) 内訳書として提出されたものが、明らかに当該入札の内訳書と関係のない場合
- (4) 内訳書に記載された件名、内訳及び入札額等から、明らかに他の入札の内訳書が提出された場合
- (5) 内訳書として提出された書類が白紙である場合
- (6) 内訳書に記載された入札参加者の所在地、名称・商号及び代表者名から、明らかに入札書を提出した者と異なる者の内訳書である場合

2 「不備な内訳書」

「不備な内訳書」は次のものとし、蓮田市入札執行要領（平成29年12月22日市長決裁）第23条第6号の規定により、当該内訳書を提出した者の入札を原則無効とする。

- (1) 他の業者の内訳書と一緒に提出された場合
- (2) 入札金額の記載のみで内訳の記載がない場合
- (3) 内訳書の計算に誤りがある場合
- (4) 内訳書の金額と入札金額が一致しない場合
- (5) 件名、入札参加者、入札金額の欄の全部又はいずれかに記載がない場合
- (6) 件名、入札参加者に明らかな誤りがある場合
- (7) 内訳書と電子入札共同システムに入力された入札金額が一致しない場合

3 不正行為の疑いが認められる場合

提出された内訳書に疑義があり不正行為が疑われる場合は、蓮田市談合情報対応要領に基づき処理する。

【不正行為の疑いが認められる場合の例】

- (1) 他の業者の内訳書が添付されている場合
- (2) 他の入札者が作成した内訳書の全部または一部を明らかに使用していると認められる場合
- (3) その他、談合が推測される記載等がある場合

4 その他

入札参加者がいったん提出した内訳書の書換え、引換え又は撤回はできない。

附 則

この取扱いは、令和4年4月1日以降に入札公告及び指名通知等を行うものを対象として適用する